

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年12月28日

【会社名】 株式会社バロックジャパンリミテッド

【英訳名】 BAROQUE JAPAN LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村井 博之

【本店の所在の場所】 東京都目黒区青葉台四丁目7番7号

【電話番号】 03 - 5738 - 5775

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 管理本部長 山崎 浩史

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区青葉台四丁目7番7号

【電話番号】 03 - 5738 - 5775

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 管理本部長 山崎 浩史

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	7,140,000,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	15,579,600,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	3,573,800,000円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年9月28日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第二部 企業情報

第4 提出会社の状況

5 役員の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第二部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

5 【役員の状況】

(訂正前)

<省略>

- (注) 1. 取締役盛百椒、盛放、井上亮、胡曉玲、篠沢恭助及び瀨邦久は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役吉田芳樹、長安 弘志及び尾崎輝郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

<省略>

(訂正後)

<省略>

- (注) 1. 取締役盛百椒、盛放、井上亮、胡曉玲、篠沢恭助及び瀨邦久は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役吉田芳樹及び長安弘志は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

<省略>

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

ロ．企業統治の体制の概要

(監査役、監査役会)

(訂正前)

監査役会は、社外監査役3名で構成されております。

監査役会は、原則として月1回定期開催し、また必要に応じて臨時開催し、監査方針及び監査計画の決定（子会社に対する監査を含む）、その他監査に関する重要な事項についての報告、協議又は決定を行っております。また、各監査役が取締役会に出席することで、取締役の職務執行状況を監査しております。

社外監査役は、上場会社における内部監査や企業における監査役の経験並びに弁護士及び公認会計士の経験を活かして、経営に対する監査機能を果たしております。

(訂正後)

監査役会は、社外監査役2名及び社内監査役1名で構成されております。

監査役会は、原則として月1回定期開催し、また必要に応じて臨時開催し、監査方針及び監査計画の決定（子会社に対する監査を含む）、その他監査に関する重要な事項についての報告、協議又は決定を行っております。また、各監査役が取締役会に出席することで、取締役の職務執行状況を監査しております。

社外監査役は、上場会社における内部監査や企業における監査役の経験並びに弁護士の経験を活かして、経営に対する監査機能を果たしております。

社内監査役は、企業における監査役の経験並びに公認会計士の経験を活かして、経営に対する監査機能を果たしております。

(業務執行・監視及び内部統制の仕組み)

(訂正前)

当社は、経営と業務執行の分離による効率性と透明性を追求する観点から、過半数を社外取締役で構成する取締役会が経営方針や経営戦略等の決定を行う一方で、業務執行の権限を執行役員に委任し、その業務執行状況の監督を通じて経営の監督を行う体制としております。

また、全員が社外監査役である監査役会は、社外取締役と連携し、中立的な立場から監査を行い、経営に対し意見を述べる事が可能な体制とすることで、内部統制の強化を図っております。

(訂正後)

当社は、経営と業務執行の分離による効率性と透明性を追求する観点から、過半数を社外取締役で構成する取締役会が経営方針や経営戦略等の決定を行う一方で、業務執行の権限を執行役員に委任し、その業務執行状況の監督を通じて経営の監督を行う体制としております。

また、社外監査役2名及び社内監査役1名で構成される監査役会は、社外取締役と連携し、中立的な立場から監査を行い、経営に対し意見を述べる事が可能な体制とすることで、内部統制の強化を図っております。

八．当該体制を採用する理由

(訂正前)

当社は、業務執行に対して、取締役会による監督と監査役・監査役会による監査の二重のチェック機能を持つ取締役会、監査役会設置会社制度を採用しております。当社は、透明性の高い意思決定、機動的な業務執行並びに適正な監査に対応できる体制の構築を図るため、当該体制を採用しております。

取締役会は、経営及び専門領域における豊富な経験や高い見識を持つ社外取締役及び社外監査役が出席し、意見を述べることにより、経営監視機能を強化しております。

また、監査役は、独立した客観的な立場から経営者に対して意見を述べることができるようその全員を社外監査役としており、経営に対する監視を強化しております。

さらに、執行役員制度の導入によって、業務執行と監督機能の分離、経営責任の明確化、意思決定の迅速化を図っており、また常勤監査役が執行役員会に出席することにより、経営監視機能を強化しております。

(訂正後)

当社は、業務執行に対して、取締役会による監督と監査役・監査役会による監査の二重のチェック機能を持つ取締役会、監査役会設置会社制度を採用しております。当社は、透明性の高い意思決定、機動的な業務執行並びに適正な監査に対応できる体制の構築を図るため、当該体制を採用しております。

取締役会は、経営及び専門領域における豊富な経験や高い見識を持つ社外取締役及び監査役が出席し、意見を述べることにより、経営監視機能を強化しております。

また、監査役は、独立した客観的な立場から経営者に対して意見を述べることができるようその過半数を社外監査役としており、経営に対する監視を強化しております。

さらに、執行役員制度の導入によって、業務執行と監督機能の分離、経営責任の明確化、意思決定の迅速化を図っており、また常勤監査役が執行役員会に出席することにより、経営監視機能を強化しております。

(役員の責任免除及び責任限定契約の内容の概要)

<省略>

(訂正前)

当社と社外取締役及び社外監査役は、第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(訂正後)

当社と社外取締役及び監査役は、第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

内部監査及び監査役監査の状況

ロ．監査役監査

(訂正前)

当社の監査役会は3名(すべて社外監査役)で構成されております。監査役監査は、監査役会が決定した年間の監査方針及び実施計画に基づき、代表取締役との意見交換、執行役員会、コンプライアンス委員会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧、重要な財産の調査、事業部門へのヒアリング、子会社調査等を行うとともに、内部監査室、会計監査人との連携をとりながら、監査の実効性、効率性を高めております。

<省略>

(訂正後)

当社の監査役会は3名(社外監査役2名及び社内監査役1名)で構成されております。監査役監査は、監査役会が決定した年間の監査方針及び実施計画に基づき、代表取締役との意見交換、執行役員会、コンプライアンス委員会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧、重要な財産の調査、事業部門へのヒアリング、子会社調査等を行うとともに、内部監査室、会計監査人との連携をとりながら、監査の実効性、効率性を高めております。

<省略>

社外取締役及び社外監査役

(訂正前)

取締役9名のうち社外取締役は6名、監査役3名の全員が社外監査役であります。

<省略>

当社においては、社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にして、社外取締役のうち2名を独立役員として選任しております。同様に、社外監査役のうち2名を独立役員として選任しております。

なお、上記に記載の事項を除き、社外取締役6名及び社外監査役3名と当社との間に、人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

(訂正後)

取締役9名のうち社外取締役は6名、監査役3名のうち社外監査役は2名であります。

<省略>

当社においては、社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にして、社外取締役のうち2名を独立役員として選任しております。同様に、社外監査役2名を独立役員として選任しております。

なお、上記に記載の事項を除き、社外取締役6名及び社外監査役2名と当社との間に、人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。